

○湯川村若者定住促進事業補助金交付要綱

平成31年3月20日告示第4号

改正

令和元年6月17日告示第26号

令和6年4月1日告示第26号

湯川村若者定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、村外の若者の移住及び村内の若者の定着を図るため、村内に定住しようとする若者に対し予算の範囲内において湯川村若者定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、湯川村補助金等の交付等に関する規則（昭和52年3月18日規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 若者 基準日において満45歳未満である者
- (2) 定住 基準日以降10年以上継続して生活の本拠を村内へ置くこと。
- (3) 転入 基準日の前日から起算して前10年間に本村において住民登録がない者が、他の市区町村の住民基本台帳から、本村の住民基本台帳に登録されること。ただし、基準日の前日から起算して前1年以内に本村の住民基本台帳に登録されることを含む。
- (4) 基準日 注文住宅にあつては、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証の発行日。建売住宅にあつては、売買契約締結日
- (5) 住宅 専ら自己の居住の用に供する居住部分の床面積が50平方メートル以上の家屋で、玄関、居室、浴室、便所、台所その他居住に必要な機能を備えるもの。併用住宅の場合は、居住の用に供する部分の延べ床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上あるもの
- (6) 新築 当該住宅の不動産登記法（平成16年6月18日法律第123号）第27条第1項第1号に規定する建物の表示に関する登記原因が新築であるもの

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 本村に定住する目的で住宅を新築した若者。又は建売住宅を購入した若者。
- (2) 前号の住宅に居住することを誓約する者。
- (3) 地域の慣習の理解に努め、積極的に地域活動に寄与できる者。
- (4) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、村税等を滞納していない者。

(5) 補助対象者及び同一世帯の者全員が、湯川村暴力団排除条例（平成24年3月21日条例第2号）に規定する暴力団員等でない者。

（補助対象経費等）

第4条 補助対象経費、補助率、補助基本額、子育て加算額は別表第1に掲げるとおりとする。

2 前項に定める補助金のほか、県外からの転入者にあつては、来て ふくしま 住宅取得支援事業実施要綱（平成29年8月21日付け29建第1058号福島県土木部長通知）に定める要件を満たす者について、来て ふくしま 住宅取得支援事業補助金交付要綱に基づき算出した額を加算して交付するものとする。ただし、県の予算の範囲内で交付される額を限度とする。

3 第1項及び前項の補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

4 子育て加算額は、基準日現在で判定するものとし、10万円を限度とする。

5 就業加算額は、次の各号のいずれかに該当する者へ10万円を加算するものとする。

(1) 村内の事業者と雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条に規定する被保険者となる労働契約を締結する者、又はその者の世帯に属する者

(2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第3項の規定により、市町村において青年等就農計画の認定を受ける者、又はその者の世帯に属する者

6 この補助金の交付は、同一補助対象者につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、基準日から起算して12箇月以内に、湯川村若者定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第2に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。ただし、特別な事情等がある場合には、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6条 村長は前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、予算の範囲内で交付額を決定し、湯川村若者定住促進事業補助金交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、交付決定に関して必要な条件を付することができる。

（実績報告）

第7条 申請者は、湯川村若者定住促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に別表第3に掲げる書類を添付して、入居した日から起算して3箇月を経過する日までに行うものとする。ただし、特別な事情等がある場合には、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第8条 村長は、前条の規定による報告があつたときは、速やかに報告書等の書類の審

査及び必要に応じて現地調査を実施し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

- 2 村長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、湯川村若者定住促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により当該申請者へ通知するものとする。
（補助金の交付決定の取消し）

第9条 村長は、第6条第1項の通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取消することができる。

- (1) 当該補助事業により取得した住宅を補助金の基準日以降10年未満で取壊し、貸与又は売却したとき。
- (2) 補助金の基準日以降10年未満で転居又は転出したとき。ただし、やむを得ない事情により、世帯の一部が転出した場合を除く。
- (3) 偽りその他不正の手段により当該決定を受けたとき。
- (4) この要綱又は交付決定の際に付した条件に違反したとき。
- (5) その他村長が不相当と認めたとき。

- 2 村長は、前項の規定により決定を取消したときは、湯川村若者定住促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により当該申請者へ通知するものとする。
（補助金の請求）

第10条 第8条第2項の通知を受けた者は、速やかに湯川村若者定住促進事業補助金請求書（様式第9号）を村長に提出しなければならない。
（補助金の支払）

第11条 村長は、前条の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに申請者に支払わなければならない。
（補助金の返還等）

第12条 村長は、第9条の規定により補助金の交付決定を取消したときは、湯川村若者定住促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により期限を定めて既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の場合における返還を求める額は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 第9条第1項第1号及び第2号によるとき 別表第4に定める額
 - (2) 第9条第1項第3号及び第4号によるとき 交付額の全額
 - (3) 第9条第1項第5号によるとき その都度村長が定める額
（書類の整備等）

第13条 この補助金の交付を受けた者は、当該補助事業等に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該補助事業等に係る収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業等の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して10年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、同日以降に検査済証が発行された注文住宅及び売買契約が締結された建売住宅から適用する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費	補助率	補助基本額	子育て加算額	就業加算額	建築事業者加算額
住宅の取得費 ※1	1/8以内	村民 40万円	10万円 ※2	10万円	10万円 ※3
		転入者 60万円			

※1 共有名義の場合は当該住宅に居住する世帯員の持分を当該住宅の取得費に乗じた額とする。

※2 18歳未満の子どもがいる世帯の申請の場合加算する。

※3 村内の建築事業者により注文住宅を施工した場合加算する。

別表第2 (第5条関係)

添付書類
1 工事請負契約書又は売買契約書の写し 2 図面 (位置図、配置図、平面図、立面図) 3 定住誓約書 (様式第2号) 4 印鑑登録証明書 (連帯保証人分も含む) 5 代表者選任届 (共有名義の場合のみ) (様式第3号) 6 入居予定の世帯全員分の住民票の写し 7 入居予定の世帯全員分の市町村税完納証明書又は納税証明書 8 住民基本台帳確認同意書 (様式第4号) 9 その他村長が特に必要と認める書類

別表第3 (第7条関係)

添付資料
1 建築確認済証の写し (建築基準法第6条第1項第4号の区域外の地域においては、建築工事届の写し)

- 2 検査済証の写し（建築基準法第6条第1項第4号の区域外の地域においては、引渡日の確認ができる書類の写し）
- 3 写真（着工前、完了後）
- 4 領収書の写し又は支払済額がわかる書類
- 5 入居した世帯全員分の住民票の写し
- 6 入居した世帯全員分の戸籍の附表の写し
- 7 登記全部事項証明書（家屋）の写し
- 8 その他村長が特に必要と認める書類

別表第4（第12条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	全額
1年以上2年未満	10分の9の額
2年以上3年未満	10分の8の額
3年以上4年未満	10分の7の額
4年以上5年未満	10分の6の額
5年以上6年未満	10分の5の額
6年以上7年未満	10分の4の額
7年以上8年未満	10分の3の額
8年以上9年未満	10分の2の額
9年以上10年未満	10分の1の額